

全 員 協 議 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年9月4日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（33名）

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三
議 員	のぐち けんたろう
議 員	吉 村 美 紀
議 員	松 平 雄一郎
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	ほかり 吉 紀
議 員	依 田 翼
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	千 田 恵美子
議 員	浅 川 のぼる
議 員	豪 一
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	田 中 香 澄
議 員	沢 田 けいじ
議 員	海 津 敦 子
議 員	宮 崎 こうき
議 員	たかはま なおき
議 員	小 林 れい子
議 員	金 子 てるよし
議 員	田 中 としかね

議 員	名 取 顕 一
議 員	白 石 英 行
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	山 本 一 仁
議 員	関 川 けさ子
議 員	板 倉 美千代

4 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長

渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 村 健	区民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
真 下 聡	都市計画課長
橋 本 淳 一	管理課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

5 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子
議事調査担当	平 尾 和 香

6 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
- (2) 議長会の報告
- (3) 本会議の流れ及び所要時間について
- (4) 一般質問

(5) その他

午後 0時59分 開会

○市村議長 時間前ではございますけれども、全員そろいましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

議員等の出席状況でございますが、議員は全員出席をいただいております。

理事者の方も出席をいただいております。

○市村議長 それでは、理事者報告についてです。

訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、控訴審の判決が1件、訴えの提起が1件、訴えの取下げが1件の、合計3件でございます。

1件目は、文京区にお住まいであった夫婦及びその子ども2名の計4名の方を原告とする国家賠償請求の訴えにつき、控訴審の判決があったものでございます。

本件は、原告らによれば、区の認識の誤りにより、約2か月間にわたって家族が分離され、それによって家族それぞれが精神的損害を受け、また、分離対応中の避難先でお子さんの1人が火傷を負った等とするものです。

訴えの内容は、本区のみに対して1,320万円、また、本区と東京都に対して連帯して1,091万9,495円を支払うよう求めるものでした。

本件については、昨年11月28日、東京地方裁判所において原告らの請求を棄却する判決が下されていたところ、原告らは、当該判決を不服として、昨年12月11日付で東京高等裁判所に控訴の提起をしておりました。その際、妻は訴えを取り下げたことに伴い、控訴人は夫及びその子ども2名の計3名と、本区のみに対する請求額は1,320万円から990万円となっております。

その後、1回の期日を経て、本年6月26日に、区の対応は地方公共団体として当然の対応であったというべきであり、違法なものとはいえないとして、控訴を棄却する判決が下されたものでございます。

2件目は、北区にお住まいの方を原告とする訴えで、本年6月5日付で東京地方裁判所に

提起され、本年7月8日に訴状が送達されたものでございます。

本件は、原告が、区立小学校でバリアフリーパートナーの活動に従事していたにもかかわらず、昨年11月に、当該活動に関し、東京都の特別支援教室専門員への応募に必要な実務経験証明書を教育委員会で発行しなかったことに関わるものです。

訴えの内容は、原告が特別支援教室専門員になっていれば得られたであろう逸失賃金281万4,862円及び精神的損害に対する慰謝料50万円の支払いを区に求めるものでございます。

なお、事件の処理につきましては、特別区人事・厚生事務組合法務部へ依頼しておりますことを申し添えます。

3件目は、本区で生活保護を受給している方を原告とする訴えについて、訴えの取下げがあったものでございます。

本件は、原告が自立支援センターや更生施設に入所していたことに係るもので、訴えの内容は、区から施設への入所を提案され、実際に施設に入所したことにより精神的苦痛を受けたとして、60万円の支払いを区に求めるものでございました。

このたび、第1回の口頭弁論期日が本年7月11日に開かれたところ、その席上で、原告から訴えを取り下げる旨の申出がございました。このことにより、本件訴えは取下げにより終了したものでございます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○市村議長 ありがとうございます。

次に、和解及び損害賠償額の決定について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分2件につきまして、御報告申し上げます。

1件目は、令和3年7月に発生した、大塚保育園における傷害事故についてでございます。まず、事故の状況を御説明申し上げます。

令和3年7月28日午前10時10分頃、区立大塚保育園5歳児保育室において、被害者が、保育士が所持していた私物のスマートフォンに当たったことにより口元を受傷し、左上前歯の打撲等の傷害を負ったものでございます。

次に、和解の内容でございますが、本件事故の解決金といたしまして、27万1,986円を区が負担するものでございます。

なお、この経費は、特別区自治体総合賠償責任保険で措置されます。

2件目は、令和6年2月に発生した、清掃軽貨物車による物損事故についてでございます。
まず、事故の状況を御説明申し上げます。

令和6年2月21日午後1時10分頃、文京区小石川一丁目21番のクイーンズ伊勢丹小石川店前バス停付近の集積所において、不法投棄回収のため、収集作業員が助手席のドアを開けたところ、後方から走行してきた被害者が運転する自転車の右前ハンドルと車両のドア後部が接触し、被害者の勤務先が所有する自転車を損傷したものでございます。

次に、和解の内容でございますが、本件事故の損害賠償金といたしまして、自転車修理代1万8,150円を区が負担するものでございます。

なお、この経費は、損害保険会社の自動車保険で措置されます。

また、これら2件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、本日の本会議におきまして、御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

御報告は、以上でございます。

○市村議長 ありがとうございます。

○市村議長 次に、議長会の報告をさせていただきます。

7月18日に特別区議長会が開催され、令和8年度の国及び東京都の施策及び予算に関する要望事項について、要望することが決定されました。

国への要望事項については、今後、要望活動の日程等を調整し、都への要望事項については、8月に要望活動を行ったと聞いております。

要望書の内容につきましては、会議終了後、皆様にメールをさせていただきます。

7月27日及び28日には、特別区競馬組合議会議員派遣があり、新潟競馬や福島県いわき市にある競走馬リハビリテーションセンター、栃木県那須塩原市にある地方競馬教養センターを視察してまいりました。

次に、8月18日の特別区議長会では、特別区議長会議員講演会の案内がございました。10月27日の14時から開催されとのことです。近々、事務局から案内があると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、7月12日に発生した、蕨戸田衛生センターの粗大ごみ処理施設で発生した火災に伴い、特別区における蕨市及び戸田市の一般廃棄物受入れ処理を8月4日から、当面の間、練馬清掃工場にて開始したと報告がございました。原因はまだ判明はしていませんが、恐らくリチウムイオン電池ではないかということでございますので、ぜひ、皆様も、たった小さ

な電池一つで火災が起こる可能性がございますので、ぜひごみの分別の徹底を皆様よりしく
お願いしたいと思います。

次に、8月27日、28日に札幌で開かれた全国市議会議長会研究フォーラムに参加してまい
りました。今回は、「地方議会議員の成り手不足問題の解決に向けて」がテーマとされ、主
権者教育の実施事例や無投票を経験した市や住民を巻き込んだ会議体の設置の取組などが紹
介をされました。

次に、全国伝統工芸品振興市議会協議会についてですが、要望事項について、7月22日及
び23日に文部科学省、こども家庭庁、経済産業省及び文化庁に訪問して要望活動を行ったと
報告を受けております。

議長会関係の報告は以上でございます。

よろしいでしょうか。はい。

○市村議長 次に、本会議の流れ及び所要時間について。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、9月4日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、ほかり吉紀議員と、白石英行議員が指名されます。

次に、9月定例議会の議会期間の宣告が行われ、9月4日から10月20日までの47日間とさ
れます。

次に、「議会運営委員会委員の辞任許可及び選任について」、議長からの報告がございま
す。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づ
き専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について（2件）、地方自治法第
180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について
（1件）、令和6年度財政健全化判断比率の報告について、令和6年度文京区基金運用状況
調書等の提出について、令和6年度文京区内部統制評価報告書等の提出について、令和6年
度令和7年5月分及び令和7年度5月分例月出納検査結果の報告について、令和7年度6月
分例月出納検査結果の報告について、令和7年度7月分例月出納検査結果の報告について、
計9件の報告がございます。

次に、日程に入ります。

まず、日程第1から第4までとして、議案第27号及び第30号までの4件が一括して議題と

され、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第5として、議案第31号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、日程第6から第8までとして、議案第32号並びに第34号及び第35号の3件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、日程第9として、議案第33号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、日程第10から第13までとして、報告第1号から第4号までの4件が一括して議題とされ、宇民会計管理者の提案説明の後、議長指名による18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託されます。

続いて、議長指名の委員を書記朗読いたします。

次に、請願の付託を行います。請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会及び議会運営委員会に付託されます。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

続きまして、9月8日、10日、11日の本会議の流れでございます。

まず、9月8日、月曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、依田翼議員と、名取頭一議員が指名されます。その後、日程に入り、白石英行議員、関川けさ子議員、上田ゆきこ議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、9月10日、水曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、高山かずひろ議員と、田中としかね議員が指名されます。

その後、日程に入り、田中香澄議員、ほかり吉紀議員、田中としかね議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、9月11日、木曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、石沢のりゆき議員と、金子てるよし議員が指名されます。

その後、日程に入り、千田恵美子議員、海津敦子議員、松平雄一郎議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の会議は30分程度と見込んでおります。

9月8日、月曜日は、白石英行議員が質問答弁、合わせまして約59分、関川けさ子議員が質問答弁、合わせまして約53分、上田ゆきこ議員が質問答弁、合わせまして約57分、これに休憩時間を加味し、全体で3時間13分程度と見込んでおります。

9月10日、水曜日は、田中香澄議員が質問答弁、合わせまして約60分、ほかり吉紀議員が質問答弁、合わせまして約42分、田中としかね議員が質問答弁、合わせまして約40分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間54分程度と見込んでおります。

9月11日、木曜日は、千田恵美子議員が質問答弁、合わせまして約49分、海津敦子議員が質問答弁、合わせまして約54分、松平雄一郎議員が質問答弁、合わせまして約42分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間55分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は以上です。

○市村議長 ありがとうございました。

○市村議長 次に、一般質問をお持ちの方、いらっしゃいますでしょうか。

ないようですので。

○市村議長 それでは、これにて全員協議会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後 1時13分 閉会